

基幹系システム運用保守業務

落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「基幹系システム運用保守業務（住民税等）」「基幹系システム運用保守業務（固定資産税等）」及び「基幹系システム運用保守業務（税収納等）」の3つの運用保守業務に係る総合評価一般競争入札における落札者を選定するための評価基準その他必要な事項について定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と技術内容を評価する「技術点」の合計点数である「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

(1) 得点配分

得点配分については以下のとおりとする。

総合評価点(1,000点満点)＝価格点(300点満点)＋技術点(700点満点)

(2) 総合評価点と同点となった場合

総合評価点が同じものが2者以上ある場合、「技術点」が高いものを落札者とする。「技術点」が同じ場合は、「入札金額」が低いものを落札者とし、「技術点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

3 技術評価の実施主体

本市の技術評価委員会が、技術提案書の内容を評価し、必要に応じてヒアリングを実施の上、「技術点」を決定する。

4 価格点の算出方法

価格点の配点は 300 点とし、以下のとおり算出する。

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - \text{入札金額} / \text{予定価格})$$

なお、小数点以下 1 位まで算出し、2 位以下は、四捨五入する。

5 技術点の算出方法

技術点の配点は 700 点とし、以下のとおり評価を行い、算出する。

(1) 評価方法

ア 評価は、別添「評価項目」に基づいて行う。

イ 別添「評価項目」の「評価基準の区分」において「必須」とした項目について、一つでも満たさない項目があるものは失格とする。

ウ 別添「評価項目」の「評価基準の区分」において「加点」とした項目に対し、以下に示す採点基準に従って採点する。

(2) 採点基準

ア 採点

技術評価委員会は、入札参加者の提案について別添「評価項目」ごとに以下に示す「技術採点表」に基づき 0 点～5 点の 6 段階で採点する。標準的な提案を 3 点とし、提案の内容により加点、減点を行う。

技術採点表

提案内容	得点（採点）
特に優れた提案	5 点
優れた提案	4 点
標準的な提案	3 点
標準よりも劣る提案	1 点又は 2 点
要求事項と著しくかけ離れた提案又は技術評価委員会が理解できない提案	0 点

イ 技術点の算出

当該項目の配点×採点／5 点を当該項目の点数とし、その合計を技術点とする。

（算出例）

配点が 20 点の項目で、採点が 4 点の場合、 $20 \text{ 点} \times 4 / 5 = \underline{16 \text{ 点}}$

(3) 技術点の減点

以下の場合には技術点からそれぞれ 30 点ずつ減点する。

ア 技術提案書の内容が、仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」に
終始する等、必要な説明がなされていない場合

イ 技術提案書の様式が、提案書作成要領等に定められた様式を満たし
ておらず、その結果として評価に支障を来す場合

ウ 災害や公共交通機関の事故等、止むを得ないと判断される合理的な
事由が無く、ヒアリング開始予定時刻に 10 分以上遅れた場合

(4) 端数の処理

小数点以下 1 位まで算出し、2 位以下は、四捨五入する。

6 失格とする場合

以下に該当する場合は、失格とする。

(1) 5 (1)イに該当する場合

(2) 技術提案書の様式が、提案書作成要領等に定められた様式を満たして
おらず、その結果として評価に多大な支障を来す場合

(3) ヒアリングを行う場合において、本市担当者へ事前に連絡することなく、
ヒアリングを欠席した場合

(4) 提出書類に虚偽があることが判明した場合